Ⅱ．貸借対照表

１．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額　4,114,692千円

２．当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額　253,031千円

３．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産　土地　3,730,000千円

建物　3,817,725千円

上記に対応する債務　長期借入金　3,781,742千円

４．保証債務

当該事業年度末における債務保証の総額　5,870,197千円

５．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　13,713,802千円

当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　8,769,168千円

利益剰余金に与える影響額（差引き）　4,944,634千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,093,396千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　69,752千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　204,470千円

6,312,252千円

Ⅲ．損益計算書

当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

１．国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額　835,791千円

当該借入金により取得した資産の減価償却費　165,154千円

当期総利益に与える影響額（差引き）　670,637千円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目との関係

資金の期末残高は貸借対照表における現金及び預金と合致しております。

現金及び預金　2,259,355千円

資金期末残高　2,259,355千円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得　35,505千円

Ⅴ．国立大学法人等業務実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものはありません。

Ⅵ．固定資産の減損関係

減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

用途	職員宿舎等
種類	住宅建
場所	北海道旭川市緑が丘
帳簿価格	12,128千円
認められた減損の兆候の概要	入居率の著しい低下
減損の認識に至らない根拠	現に使用しており、今後においても使用が想定されているため。

Ⅶ．資産除去債務関係

⑴　資産除去債務の概要

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している建物及び工具器具備品の放射線の除去義務等であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から５年～39年と見積もり、割引率は、0.529％～2.283％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高　201,159千円

時の経過による調整額　1,510千円

期末残高　202,669千円

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。

未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　現金及び預金	2,259,355	2,259,355	－
⑵　未収附属病院収入	3,499,881		
徴収不能引当金（＊２）	△ 1,707		
	3,498,173	3,498,173	－